

ドイツにおける職業継続教育の高等教育との同等化に関する研究

－昇進向上教育修了者への専門学士・修士授与をめぐる－

寺田盛紀¹

1. はじめに：課題

本稿の課題は、ドイツ職業教育の基本法である職業教育法 (Berufsbildungsgesetz) における職業継続教育としての昇進向上訓練とその取得資格 (新学位の取得) の位置づけをめぐる改革・改正 (2020年5月) の経緯, 議論を明らかにすることである。そのことを通して, 生涯学習 (継続教育 Weiterbildung) と職業教育 (Berufsbildung) の境界領域に位置する職業継続教育 (berufliche Weiterbildung), 職業向上教育 (berufliche Fortbildung) に関して, 生涯学習体系全体の中での動向, 議論を分析し, 日本における近年の「学び直し」論や「リスキル教育」論に対する示唆を得ることを目的とする。なお, 本稿では Berufsbildung の英訳は “vocational training” であるが, “Berufsausbildung” (職業訓練) と区別し, 職業教育とする。

2. 制度とデモグラフィックな現況

2-1. ドイツの継続教育：3つの形態の中で昇進教育

ドイツの継続教育は, 高谷 (2011) やドイツ連邦教育研究省 (BMBF 2020, 20-24) などによって整理されている。それは, 教育・学習のアクターという点からみると, ①企業主導の継続教育 (いわゆる企業内教育), ②個人主導の職業関連の継続教育 (本稿の課題である昇進向上教育等もこれに属する), ③そして, 日本でも広くみられる継続教育のいわば伝統型の非職業的な継続教育 (フォルクスホッホシューレ等: 新海 2004) という形態で行われている。

他方, 職業教育は, 成人継続教育レベルのものであれ, 養成教育レベルのものであれ, 中等教育レベルのデュアルシステム (寺田 2003) を反映し, 実践的部分は連邦法の規程により企業や企業団体において, そして座学的部分は各州の教育法の規程のもとで学校, 大学で行われる。

連邦レベルの職業教育関連法には, ①職業教育法 (Berufsbildungsgesetz: BBiG), ②手工業秩序法 (Handwerksordnung: HwO), ③個人の訓練促進に関する連邦法 (Bundesgesetz über individuelle Förderung der Ausbildung = Bundesausbildungsförderungsgesetz: BAföG), そして④職業昇進向上教育の促進に関する法律 (Gesetz zur Förderung der beruflichen Aufstiegsfortbildung = Aufstiegsfortbildungförderungsgesetz: AFBG) がある。①は学校教育部分を除く職業教育全般の法律, ②は手工業経済とともに手工業職業訓練の法律, ③は各種の学校職業教育の助成法, ④は国家的職業資格である職人 (Geselle) やマイスター (Meister) を取得した人間に対するより上位の資格取得の促進法ないし財政補助法である。

¹ 本学名誉教授・本センター研究員

2-2. 動向

連邦職業教育法 (BBiG 2020) によれば、職業教育は①職業訓練準備 (通常 1 年間)、②職業訓練 (養成訓練)、③職業向上教育、そして④職業転換訓練 (berufliche Umschulung) の 4 つの教育から構成されている (§1-(1))。③と④が継続教育であり、③はそれまで単に「職業向上教育」と一括されていたものが、2020 年改正以降、学士名称が与えられる「高度資格付与職業教育」(上記の職業昇進向上教育) と通常の適応向上教育 (Anpassungsfortbildung) に分割されている。この「高度資格付与職業教育」こそが本稿の分析課題である。我が国では佐々木 (2019) が、法案提出直前の段階での職業教育論を問題にしているが、本稿は昇進向上教育の問題に焦点をあて、より実証的に議論と事実経過を明らかにする。

【学校教育全体とデュアルシステム】

まず、職業継続教育 (マイスターや各種の専門士の取得のための教育) の前提となるデュアルシステム職業訓練 (各種の専門労働者資格や手工業職人の資格の教育) の現況を、学校型職業訓練と同じ後期中等学校段階で大学入学資格 (アビトゥア=Abitur や専門大学入学資格 =Fachhochschulreife) を取得する者との比較でみる。

後にマイスターや専門士となるためのデュアルシステム志願者 (初年度開始者) は、学校型医療・福祉系の全日制コース、さらに大学入学志願者の増加に比して、長期低落傾向にある。ということは、就職前の初期教育 (養成課程) 以上に、資格取得後の継続教育、向上教育の魅力化が問われているということでもある。いずれにせよ、デュアルシステムの量的規模は学校職業教育の 2 倍半、大学入学資格保持者よりやや多い目にあり、ドイツの職業教育の伝統が生きていると言えよう。

表 1. 大学入学資格・入学者数との比較における職業教育セクター別訓練開始者数の推移

セクター/年度	内訳	2005	2010	2015	2020	2021	2005→2020
職業訓練		739,170	729,577	698,420	676,185	677,495	-8.3%
	デュアルシステム	517,342	509,900	479,545	432,261	437,761	-15.4%
	衛生・教育・社会福祉	142,710	159,850	167,328	191,138	188,311	32.0%
他の学校職業訓練		79,118	59,827	51,546	52,782	51,428	-35.0%
	公務員訓練等	5,955	7,314	10,050	17,855	17,855	199.8%
移行分野	各種短期訓練	417,649	316,494	266,190	234,620	228,140	-45.4%
大学入学資格取得		454,423	554,704	516,679	485,884	487,783	7.3%
大学学修1年目		366,242	447,890	509,821	494,094	475,494	29.8%
訓練・教育全体		1,977,480	2,048,665	1,991,110	1,890,760	1,868,910	-5.5%

出所: BMBF (2022 a) S.35.

【継続教育全体と向上教育】

つぎに、継続教育分野の状況を、上記の 3 分野区分にしたがって見てみる。じつは継続教育

は私的企業が取り組むものから、会議所が行うもの、フォルクスホッホシューレ (Volkshochschule=民衆大学) が行うもの、そしてキリスト教会 (団体) が行うものなど、じつに多様であり、各分野の統計があっても、総括的で全連邦的な実数統計がない。そこで、抽出調査によるセグメント別の参加率を表2からみると、横断的労働市場をとるドイツにおいては意外なことに、企業の継続教育が圧倒的に多いことがわかる。個人レベルの、たとえばマイスター等に昇進するための教育は教養的なものに比べても半分程度であり、そう多くはない。

ただ、内容を掘り下げてみると、近年、マイスターよりも商業や事務分野の専門士への志向が強くなっていることがわかる (表3)。さらに、年代別にみると当然ともいえるが、年代が上がるにつれて職業継続教育志向が強くなり、かつ高学歴者ほど学習・昇進意欲が強いことが示されている (表4)。

表2. セグメント別継続教育参加率 (%) : BMBF Adult Education Survey : AES 2012~

セグメント/年度	2012	2014	2016	2018	2020
非職業的継続教育	18	17	20	18	17
個人的職業継続教育	13	13	10	10	8
企業の継続教育	69	70	71	72	75
N	6,453	2,986	5,538	4,598	9,616

出所: BMBF(2022 b), Abb.8

表3. ドイツ商工会議所 (DIHK) 所掌のマイスターレベルの向上教育試験受験者数・合格率

資格名称/年度	2018	2019	2020	内合格者
経営士	4,673	4,666	4,300	3,101
専門販売士	5,189	5,358	4,206	3,383
専門経営士	25,230	25,138	23,642	16,926
他の商業系向上教育試験	950	1,410	1,450	1,120
工業マイスター	13,319	13,528	13,107	9,367
専門マイスター	282	200	271	207
他の工業技術向上教育試験	1,571	1,600	1,365	1,139
IT・メディア	1,001	1,143	886	716

出所: Deutscher Industrie- und Handelskammertag (2021), 6-8.

3. ドイツ資格枠組み (DQR) と「職業教育の現代化・強化」の動き

3-1. 職業教育の高度化、昇進向上教育とその資格枠組みへの関連づけ

そのきっかけの第1は、1999年のボローニャ・プロセス (高等教育の共通基準化) や各種のクレジットシステムの統合化の動きの中で、高等教育と雇用との関連づけが問題になり、ドイツでは、その一環として、すでに2002年6月に「大学外で獲得した知識、能力 (Fähigkeiten) の大学学修への参入」なる文部大臣決定が出されている。さらにこの試みが「職業的コンピテンシーの大学学修課程への参入 (Anrechnung beruflicher Kompetenzen auf Hochschulstudiengänge)

表 4. 職業継続教育の年齢別・職業訓練前学歴別受講者数(2020年, 単位 1,000人)

年齢・職業訓練前の学歴	就業者全体	うち女性	継続教育参加者	うち女性
総計	43,239	220,118	6,229	3,047
15-25	4,375	1,995	421	199
25-35	8,970	4,078	1,521	747
35-45	8,993	4,194	1,514	726
45-55	10,388	4,966	1,540	758
55-	10,514	4,886	1,232	616
民衆学校・基幹学校	8,192	3,090	512	165
総合技術学校(旧DDR)	2,583	1,265	281	147
実科学校・同等	12,202	6,195	1,502	763
専門大学・一般大学	18,665	8,949	3,843	1,943
修了証なし	1,562	603	89	29

出所: BMBF (2022 c) Datenportal 2.7 Weiterbildung

という連邦教育研究省 (BMBF) の ANKOM イニシアティブ (各大学でのマイスター層等の職業人入学促進) として 2005 年から 2014 年末まで展開された, この中で 2009 年 3 月には, マイスター称号等の資格保持者の大学入学促進が KMK によって決定されている (以上の経緯は, ANKOM 2022 参照)。2009 年 3 月の決定は, 下記のような内容である (KMK2009)。

- 「1. 以下の職業昇進向上訓練の修了証の保有者が一般大学入学資格を得る。
 - 1.1 Handwerksordnung (HwO) § 45, § 51a, § 122 にいう手工業マイスター
 - 1.2 職業教育法 (BBiG) § 53, § 54, 手工業秩序法 (HwO) § 42, § 43a にいう試験に合格し, 最低 400 時間以上の課程を含んだ向上訓練修了証の保持者
 - 1.3~1.5 (略)
2. 第 1 項に該当しないが, 下記の諸条件を満たすなら, 当該有資格志望者は専門指定大学入学資格を得る。
 - 2.1 志望する学修課程関連で BBiG・HwO によるラント法で規定されている 2 年半以上の職業訓練の終了証と学修課程関連の 3 年以上の職業実践, および 2 年間の連邦の昇進奨励学生プログラム」

他方, ドイツにおける職業人の継続教育の資格枠組みにおける位置づけは, 2005 年 7 月の EU 委員会の「生涯学習のための欧州資格枠組みの構築に関する勧告案」の作成に促されたものである。欧州資格枠組み (EQF) の成立・構造に関しては, 寺田の近刊論稿 (2023) を参照されたい。BMBF は早くも 2006 年 10 月に, 常設文部大臣会議 (Ständige Konferenz der Kulturminister der Länder) とともにドイツでの制度化, ドイツ資格枠組み (Deutscher Qualifikationsrahmen = DQR) の構築作業を始めるのである (その経緯は DQR 2013, 8-10)。2012 年 1 月には, KMK は WMK (各州経済大臣会議), 各種経済・労働団体とともに, DQR の骨格となる報告書 (BMBF2013, SS.8-22.) をまとめている。

これらの行政レベルの決定や勧告は5年後の2014年3月のBIBB勧告（BIBB 2014）、さらに翌年4月の連邦学術審議会の勧告（Wissenschaftsrat 2014）などにも概ね引き継がれ、2019年の法案「連邦議会と連邦参議院での職業教育の現代化と強化のための法案」（Deutscher Bundestag 2019 a）に継承される。

3-2. 法案の内容と関連研究

【前提となる理念】

2019年6月11日の法案は、下記のようにキリスト教民主同盟（CDU）、キリスト教社会同盟（CSU）、そして社会民主党（SPD）の前年11月の連立協定に基づくものであり、ひじょうに政治的性格の強いものである。マイスターや熟練労働者の職業継続教育、向上教育が政権を左右する性格を有しているという点で、いかにもドイツ的である。

この法案は、職業継続教育に「資格の透明性」（Transparenz）や「透過性」（Durchlässigkeit）、さらに高度資格付与職業訓練（hochqualifizierende Berufsausbildung）、「職業教育とアカデミック教育の同等性」（Gleichwertigkeit）という概念を与えたことが特徴的である。これらはほぼすべて、政策と研究の推進主体であるBIBB界隈の研究者によって興論されてきた概念・根拠でもある。Durchlässigkeitについては、BIBBの助教のMeentren, E（2012）が、また継続教育、昇進向上教育に関しては、第1次法案がまとめられた2014年にBIBBが相次いで特集を組んでいる（2014a, 2014b）。関連して、研究界では、①Frank, I. (BIBB2014 a)のDQRにおける向上教育資格に関する細部の研究課題や知識、技能、そして社会的と自律性によるコンピテンスの3記述子ごとの職業能力水準評価の事例についての研究、②この分野の代表格のBIBB代表理事かつデュースブルグ・エッセン大学のWeiß, R. (BIBB2014 b)の昇進向上教育の前提となる実態問題や高等教育領域における「透過性」や課程の質保証問題の検討、③Vogel, Ch. (2019)らの職業教育・継続教育そのものへの大学の果たす役割について歴史的、理念論的研究などがある。総括的に言えば、前2者はEQF, DQR対応の要件でもあり、継続教育修了証の国際的通用性ということにもつながる。最後者は、経済のグローバル化、デジタル化への対応でもある。要するに、高度資格付与職業訓練とは、各種の専門労働者やマイスター、専門士層に対して所定の補習（継続教育）の修了により、「試験合格スペシャリスト」「専門学士」「専門修士」なる学位・修了証が付与されるべきとの論の展開なのである。

【2019年法案】

法案は膨大なものであるが、6月11日付の法案趣意書と7月11日付の法案本文に分かれている。まず、前者では、目的（主に職業教育法および手工業秩序法の修正）、総則、法案の内容が説明されている。後者では、法案各項の詳細が成文化されている。まず、前者の法案の目的では、職業教育法の修正に関して、下記のような課題が示されている(Deutscher Bundestag 2019, SS.1-5)。

「Artikel 1 職業教育法の修正

A. 問題と目標

- ・ ・ ・連邦政府は、CDU,CSU,SPD の連立協定に基づき、以下の重点を設定する。
- － バランスの取れた民間の訓練生の最低報酬
- － 「透明化された職業向上訓練段階と独自の魅力ある修了名称をもった「高度資格付与」職業訓練の強化と継続発展
- － 職業訓練内の相互透過性の改善
- － とくに法的に安定した高価値の試験及び魅力ある試験ボランティア (Ehreamt) のための BBiG の枠条件の最適化
- ・ ・ ・

B. 解決策

1. ・ ・ ・最低訓練手当の額は 2020 年 1 月から 2023 年 1 月にかけて順次引き上げる（補注：第 1 訓練年生の場合 2020 年 515€～2023 年 620€，第 2 訓練年生は各 18%，第 3 訓練年生は各 35%，第 4 訓練年生の場合各 40%のアップ）。
2. 高度資格付与職業訓練の強化は、 ・ ・ ・ BIBB 中央委員会で勧告された 3 つの職業向上教育段階を BBiG に位置づけられる。これら段階は、BBiG, HwO の法規決定の連邦上の承認で、統一かつ独自の修了名称である ”Geprüfter Specialist”, “Geprüfte Specialistin”, ”Bachelor Professional”, ”Master Professional”と理解される。 ・ ・ ・
3. 試験制度の新規制によって、所管当局（補注：会議所）が受験者の参加に際して、とくに修了試験の枠内での柔軟性を高め、試験結果の受理における代理可能性を拡張する。 ・ ・ ・これまで雇用主代表、被用者代表、教員の 3 人が当てられていた試験代表委員会を ・ ・ ・ 2 人の試験官に委ねることができる。」

ついで、法案文 (Deutscher Bundestag 2019 a, SS.7-40) では、とくに上記の向上教育修了要件に関して、”Geprüfter Specialist”, “Geprüfte Specialistin”は向上教育第 1 段階 (欧州資格枠組み EQF の第 5 段階) であり、400 時間以上の学習を含んだ初期職業訓練＝デュアルシステムでなければならない (法案 § 53b) 。“Bachelor Professional” は向上教育第 2 段階 (EQF の学士段階であるとともにマイスター資格取得の段階) であり、合計 1,200 時間以上の学習を行った者が対象となる (§ 53 c)。同時に、彼らは、さらに、向上教育第 3 段階 (EQF の修士段階) である ”Master Professional”の場合、第 2 段階の向上教育の合格者が合計 1,600 時間以上の学習を経て修了試験に合格しなければならない (§ 53 d)。

このうち第 6 段階の学士・マイスター候補者の訓練時間 (1,200 時間) について言えば、以前の工業マイスターや手工業マイスター、専門士等の志願者は、マイスター学校や会議所関連アカデミーで試験科目群 (専門実技、専門理論、経済・経営・法律、職業・労働教育学の 4 分野) について講習を受けるのであるが、実技を除く総時間数とそれほど変わらない (寺田 2003,

SS.38-42 では、約 800 時間)。

4. 法案審議段階での各層の所見：所見集から

4-1. 所見集

法案は、2019年6月に提案され、12月に成立する。その包括法の成立を受けて、職業教育法は2020年5月に、手工業者秩序法も同年7月に改正される。この一連の経緯の中で、関連団体や研究者等、各層の所見を見るうえで最も注目され、まとまった議論として2019年10月17日の連邦議会(衆議院)公聴会が注目される。その概要は、連邦議会事務局によってまとめられている(Deutscher Bundestag 2019 b)。その法案に対して、上記1の最低訓練手当や3の試験官人数の問題については、見解が多様である(異論が多い)が、高度資格付与職業教育(向上昇進教育)の部分については、概ね①大半の賛成論と②条件付き賛成、③反対論、そして④法案にない論点の提出の4つに大別される。

“Deutscher Bundestag 2019 c”(公聴会招聘団体所見集)には、ドイツ手工業者中央連盟(=ZDH, 124 a)、ドイツ工業・商業会議所議会(=DIHK, 124 b)、ドイツ雇用主連合(BDA, 124 c)、連邦カトリック青年社会活動共同体(124 d)、デュースブルグ・エッセン大学労働・資格研究所(124 e)、ドイツ商業連盟(124 f)、ドイツ労働組合同盟連邦理事会(=DGB, 124 g)がそれぞれの所見を文書とともに発表している。後者の“Deutscher Bundestag 2019 c”(非招聘団体所見集)は文書提言であるが、連邦公証人会議所(105 a)から工学・情報科学系大学学部議会(105 h)、大学学長会議(=HRK, 105 i)、さらにドイツ・コルピン工場有限会社(105 j)まで10団体が所見を寄せている。以下、その詳細資料(同2019 cと2019 d)から各所見の主要内容を紹介する。引用にあたっては、「2019 c-124 a, S. 2」、「2019 d-105h, S.55」などと表記する。

4-2. 推進論

【DIHK】(2019 c.124b)

まず、賛成・推進論の代表格は、DIHKである。この比較的企業規模の大きい企業団体は、試験制度の改正には賛成、最適訓練手当の導入には労使協議に委ねることを主張する。他方、向上教育修了証の提案に対しては、かなり強い支持と必要性を主張する。「高等職業教育(Höhere Berufsbildung)の新修了名称によるアカデミック教育と職業教育の同等性」なる小見出しを付したうえで、「新名称は職業教育とアカデミック教育の同等性を言葉の上で明確に示し、かつ大学の修了名称とも明確に区別される。加えて、それらは(従来の:補注)工業マイスター、専門経済士、会計師の実践近接性や特殊な能力を強調するものである」。

また、キャリアチャンスの奨励という意義も認められ、「より多くの人々に職業教育のチャンスに満ちた道を奨励できる。というのは、これらの領域では、企業の専門人材不足が大きく、収入や雇用の見通しが優れている。しばしばアカデミカーより収入がよく、また大学修了者よりも失業も少ない」(S.14)と述べる。さらに、興味ある論点として、「職業教育の国際化と専

門家の（国際的）移動への重要な貢献」とか「学士専門職，修士専門職の職業教育法への導入は，憲法基準（補注：州の教育法に対する連邦の経済法の優位）に照応している」（以上，S.14）という見解が出される。後者に関して，職業教育法は連邦法によって，そして学校教育は各州の教育法によって規制されるというドイツのシステムが押し出されたのである。

4.3.条件付き賛成論

【ZDH】（2019 c, 124a）

手工業連盟の立場はやや複雑である。彼らは，総論的に「ドイツにおける職業教育システムの改革の必要性はみられない。けれども，若者の教育行動（Bildungsströme）の変化のような現実的要請に対応することは意味のあることである。目下の優先的目標は職業教育の魅力をはっきりと向上させことではなければならない」（S.3）というスタンスである。そのうえで，最低訓練手当の導入提案（BBiG § 17）には，「潜在的にシステムを危うくする。というのはそうでなくとも沈滞する小・超小企業，とくに構造的に弱い地域の訓練参加がこの財政負担によってさらに危うくされるから」と反対する。また，職業訓練修了試験の委員人数の弾力化（BBiG § 40）については，「実施職業ごとの試験のわずかな資源を生かすために，試験実施は筆記，実技にわたって2人で行うことが可能とされねばならない」との立場を取る（S.6）。

他方，向上訓練段階のDQRへの埋め込みと3段階化（BBiG § 53, HwO § 42）に関しては，「アカデミック教育システムと同様，国際的に通用する合意と結びつけられ向上訓練段階は，高等職業教育を強化し，これを公的に見えるようにするのでこのアプローチを歓迎する。・・・（ただし：補注）手工業者組織としては手工業マイスターの称号が段階名称「学士プロフェッショナル」（Bachelor Professional）によって押しやられるものでなく，補完されるだけのものがある」（S.8）と条件を付ける。

【DGB】（2019 c 124 g）

労働組合同盟も，訓練手当，試験官制度の改革に対しては一定の修正案を述べる。しかし，新学位名称に関しては，非常に積極的である。「我々は，職業教育をより魅力的に再編し，それを同時に高価値の教育進路として継続発展させる目標を共有する。急速な技術転換，移民や難民の統合，スタートチャンスのすぐれない青少年の社会参加の不足，若干の分野での訓練の質の欠陥，これらすべての発展は，BBiGとHwOの現代化を必要とする」（S.61）と言う。

そのうえで，「職業向上教育のための透明な向上訓練段階制の導入はBBiG改正の中心的な要素であろう。修了名称は，今後”Geprüfte/r Berufsspezialist/in”，“Bachelor Professional”，”Master Professional”が付くようになり，職業向上教育と学修との等価性が明瞭になる。これらの名称は国際的にも通用し，職業昇進希望男女の移動を促進する」（S.64）との立場が取られた。

4-4. 反対論：大学界

強い反対論は、企業組織でなく、(小規模の)企業家個人が参加するドイツ雇用主連合と大学側から展開される。

【雇用主連合】 (2019 c, 124 c)

雇用主層は、最低訓練手当に対しては、2年目 18%、3年目 35%、4年目 40%のアップなどでいくと3年目にはすでに約2,000€にもなってしまうことを嫌い、各年次間で1,000€アップにとどめること、また試験官人数、とくに実技試験については、現行通り3人であたることなどの異論を提起する。さらに、向上昇進資格の提案に関しては、下記のようなかなり強い反対論を展開する。

「ドイツ資格枠組みは、BBiGに入れるのではなく、法的に分離して規定されるべき。

・理由：DQR は教育政策上の透明化手段であり、(連邦：補注) 法的規定をしてはならず、法的請求権の派生は適切ではない。・・・

高度資格付与職業教育の修了名称に関して、すでに定着している名称は変更の必要がない。

・理由：Meister/-in, Fachwirt あるいは Fachkaufmann/-frau などのようなすでに定着している名称は社会パートナー(注：労使)によって共同して作り出され、社会、経済、労働市場において従業員、企業によって強く了解されており、重要なオリエンテーション・アイデンティティ機能を有している」(S.18)。

【大学学長会議=HRK】 (2019 d.105i)

さらに、十分予想されることではあるが、大学団体はアカデミズム維持の立場から新学位制度に対して強硬に反対する。上記のように、法案と公聴会に対しては、連邦議会委員会当てに非招聘の10団体の所見文書が寄せられている。その中に、工学・情報系学部会議(2019 d, 105 h)と全国学長会議(2019 d, 105 i)の声明文書がある。この2つは、ほぼ同趣旨なので、ここでは後者のみに論及する。

「HRKは、まず、学位論議が主題であるにも関わらず、大学側を非招聘扱いにすることに遺憾の意を表明する。HRKの名において、法案は我々の観点からすると科学と大学の憲法で保証された権利に介入しているにもかかわらず、大学が上記の法案を見渡すことに伴い来るべき委員会ヒヤリングに招聘されないことに遺憾の意を表す」(S.57)。

HRKは自らの10月9日(公聴会の1週間前)の学長会議評議会の決定を以下伝達する。論点はa~gの7点にわたるが、うち、b~dの要旨4点を紹介する。

b. 修了証名称は透明かつ一義的でなければならない。だが、提案されている改正案では、全く異なる教育進路がほぼ同一の名称で課されている。

・・・これでは、法案は青少年の職業指導(入力ミス?)に、また企業の職名記述や人事募集の際に不明瞭さを生み出す。

c. この名称の導入は、連邦共和国のシステムにおける権限分割に反する。というのは、Bachelor, Master という名称は大学の修了証を表すものであり、各州の権限に帰属するから

である。・・・

- d. 独自のかつ混同を生まない職業教育の専門用語を発展させることが適法的であり、要件に合致する。Bachelor Professional, Master Professional なる名称への変更は大学修了に対する職業教育の価値づけには少しもつながらない。・・・肩書名称の大学領域への依拠（接近）は向上教育の実践関連性を考慮しないものであり、すでにある Meister, Fachwirt というブランド (Marken) を弱める。」

ドイツ大学と職業世界の伝統を保守するという点で、雇用主連合の立場と共通点がみられることが印象的である。

4-4. 研究者・Sirkit (2019 c, 124 e)

7つの公聴会被招聘団体(者)の中で、唯一法案の範囲には入らないユニークな提案は、デュースブルグ・エッセン大学の Sirkit, K.によって出される。因みに上述の BIBB の代表理事であった Weiß は同大学の教授でもあったし、わざわざ公聴会に招いたことを考えれば、同氏の提案は BIBB や BMBF 等内で一定の理解が潜在していたと推測される。

その論点は、ただ1つ、1990年代以降主に専門大学 (Fachhochschule) に導入されてきたデュアル課程 (duale Studiengänge, Fasshauer/Eckert Hrsg. 2016, 寺田 2020) の、とくに文字通り中等段階のデュアル職業訓練を大学レベルに引き上げ、それを学士教育と結びつける「訓練統合課程」(“Ausbildungsintegrierter Studiengang”)ではなく、職業教育法が適用されない「実践統合課程」(“Praxisintegrierter Studiengang”: 長期の企業実習・就労経験と学士教育の関連づけ)の方の規制の必要性についてである。しかも、その専門大学等のデュアル課程には、初期教育(通常学生)と若年成人の継続教育の課程、学士課程とともに修士課程が設置されているのである。いわば、専門大学には職業継続教育の経験があったわけである。

Sirkit は、まず、デュアル課程の発展について、「2019年10月の Datenbank AusbildungPlus では、訓練統合課程(6~10ゼメ)800課程、実践統合課程が997課程、Fachhochschule 生の13%に及ぶ(注:約102.3万人中=約13万人)」となっていること、そして「2015年の同研究所の Online 調査では、訓練統合課程が30%に対して、実践統合課程が70%であり、少なくとも7万人が BBiG の適用益を受けうる立場にある(適用外にある)」として、実践統合課程に対する法的地位付与の必要性が指摘される(以上, S.43)。

さらに、Sirkit は BBiG 下の連邦訓練規則 (Ausbildungsordnung) や州の学校教育法による指導要領 (Rahmenplan) が適用されないので、企業での学習的実習の困難、その結果評価もないこと、各企業の訓練基準が拘束的でないこと、手当、休暇、指導員が不統一であること、さらに企業での実習経験が ETCS (欧州統一クレジットシステム: 補注) のポイントに反映されないこと、認証評価の対象にならないことなどという事情を指摘する。結果的に、BBiG 規制による改革課題が提起される (S.50)。

5. 考察とまとめ

5-1. 結果

以上述べたような経緯と議論の中で、BBiG は 2019 年 12 月にほぼ原案通りに成立し、2020 年 5 月に公布される。HwO も 2020 年 6 月に公布された。関連法である AFGB（職業昇進向上教育促進法）も 2020 年 8 月 12 日に公布されている。

表 5. 欧州資格枠組み (EQF) に対応したドイツ資格枠組み (DQR) の教育修了証

	EQF			DQR
Level	ディスクリプター 1: 知識 (仕事か学習分野に関する)	ディスクリプター 2: スキル	ディスクリプター 3: コピテンス (responsibility/autonomy)	修了証 修了資格・訓練機関
1	基礎的・一般的	簡易な課業遂行に求められる基礎的スキル	(教育者に) 構造化されたコンテキストの直接監督下での仕事か学習	義務教育+ デュアル職業訓練準備 (BvB, BVJ)=1年制等)
2	1の仕事か学習分野の基礎的事実的	課業遂行とルーティン問題解決に求められる基礎的・実践的スキル	いくらかの自律性ある監督下での仕事か学習	義務教育+ デュアル職業訓練準備 (専門学校での職業基礎教育等)
3	1の仕事か学習分野の諸事実的知識・原理・プロセス・一般概念	諸課業の完了と基礎的方法・ツール・資料・情報による問題解決に求められる一定範囲の認知的・実践的スキル	仕事か学習の課業遂行に責任を負う 問題解決の環境に対する固有の行動を適応する	義務教育+ 2年制デュアル職業訓練 (中等修了レベル)
4	1の仕事か学習分野の幅広いコンテキストでの事実的・理論的知識	1の仕事か学習分野の特殊問題解決に求められる一定範囲の認知的・実践的スキル	・予期しうる範囲だが変化が主題になる仕事か学習のコンテキスト内での自己マネジメントの実行 ・仕事活動か学習活動の評価、改善に一定の責任を負う他人のルーティン仕事の監督	後期中等学校 (大学入学資格・職業学校) ・3年以上デュアル訓練 ・職業専門学校 (Passat/職・完成資格)
5	1の仕事・学習総合的専門的事実的理論的知識と知識の境界の気づき	抽象的問題の創造的解決を促進させるのに求められる総合的範囲の認知的実践的スキル	・予期しない変化が起こる仕事か学習コンテキストでマネジメントと監督 ・自己及び他者のパフォーマンスのレビューと発展	Higher Naylor Diploma ・ITスペシャリスト (certificate) ・サービス技術者 ・Geprüfte/r Berufsspezialist/in) * (会議所・専門学校等で400H以上)
6	1の仕事か学習分野の理論と原理の批判的理解を含む進化したadvanced知識	1の専門の仕事か学習分野の複合的で予測困難な問題解決に求められる進化したスキル一定範囲の認知的・実践的スキル	・予期しない仕事か学習のコンテキストでの意思決定に責任を負う複合的技術的・専門的活動・プロジェクトのマネジメント ・諸個人、諸グループの専門的発展 (活動) のマネジメントの責任を負う	Bachelor Degree ・Bachelor (大学・専門大学) ・Fachkaufmann (会議所等) ・Meister (会議所等) ・Bachelor Professional * (会議所・専門学校等で1,200H以上)
7	・独創的思考や研究の基礎としての1の仕事・学習分野の高度の専門知識と先端的知識のいくらか ・異分野間の接触による知識の批判的気づき	新たな知識・手順の発展させ、異分野の知識を統合するために求められる研究と (か) イノベーションに求められる専門的問題解決スキル	・複合的で予期しえず、新たなステージを求める仕事か学習をマネージ、転換 (応用) させる ・専門的知識・実践への寄与、チームの方略的パフォーマンスのレビュー責任を負う	Master Degree ・Mr. (大学・専門大学) ・Mr. Professional * (会議所・専門学校等で1,600H以上)
8	1の仕事か学習分野と異分野間の接触による最高に進化した知識	研究と (か) イノベーションの批判的問題解決と現存の知識・専門実践を拡張・再定義するのに求められる総合 (synthesis) 評価を含んだ最高に進化した、専門スキル・技術	・仕事か研究を含む学習コンテキストでの先端的新アイデアやプロセスの発展に対する実質的権威、イノベーション、自律性、学識、専門的威厳、持続可能なコミットメントを演ずる	Doctor Degree ・Dr. (大学)

EQF=European Commission (2008) The European Qualifications Framework for Lifelong Learning (EQF) Annex II
DQR=BMWF (2013) Deutscher Qualifikationsrahmen für Lebenslanges Lernen: Handbuch zum Deutschen Qualifikationsrahmen, 16,36.
上表の「ジョック」が重要観点。「ジョック」は、2020年の昇進継続教育促進法と職業教育法改正で新設

中心課題であった DQR の中で高度職業教育・昇進向上教育のアウトカムの位置づけは、表 5 のとおりである。いずれにせよ、修了証 (学位) に「スペシャリスト」とか「プロフェッ

ショナル」という形容詞が付加され、雇用主連盟や大学学長会議が拘った職業教育修了証とアカデミック学位との区別が残されたけれども、職業教育に昇進促進目的の継続教育が付加された学修が位置づけられたのである。EU 各国をはじめ、国際的にも、職業向上教育が生涯学習枠組みの中に位置付けられたことは画期的な出来事であった。

5-2. 課題についての考察

しかしながら、資格枠組みとしての問題性を指摘するならば、いくつかの検討課題が存在する。第1に修了証名称に「プロフェッショナル」を付したこと、第2に職業教育とギムナジウムのAbiturとの同等性の問題は脇に置かれたこと、第3に昇進向上教育という点では上述した専門大学の継続教育課程、とくに実践統合課程との差別化をどうするのかということ、そして第4に各昇進向上教育の「学習範囲（時間数）」がやや大雑把で、質の担保という点では、弾力的にすぎることなどである。ここでは、第1、第3、第4の問題について議論する。

【プロフェッショナル学士の名称】

昇進向上教育の修了名称にスペシャリストやプロフェッショナルなる形容詞をつけて、大学学位との差別化、区別を図ったのであるが、いかにも暫定的かつ妥協的な制度に見える。2019年に成立した我が国の専門職大学も最後まで尾を引いたのが、学位名称の問題であった。それは、結果的に「学士（分野名）」でなく、「学士（専門職）」などという専門分野を示さず、学校種を前面に出したものであった（寺田 2021, 4参照）。筆者はすぐあとに触れるドイツの専門大学の学位名称の変化も念頭に、専門（職）大学制度化を審議した中央教育審議会で新大学の学位名称は単に学士（専門分野名）とすべきことを主張した経緯もある（寺田 2018）。そのような案は、大学や短期大学セクターの強い抵抗感があつたことへの文科省なりの妥協的産物であった。

日本よりもはるか前(1970代)に、そして暗黙のモデルでもあつたドイツの専門大学でさえ、1999年のEUのボローニャ・プロセス以降、それまでの”Diplom(FH)” (FH=Fachhochschuleの略)でなく、国際標準で単に“Bachelor”と称するようになった経緯がある。職業人の教育称号ではあるとはいえ、高等教育・大学教育との同等性が目指されている以上、早晚再び議論の課題となろう。

【専門大学・実践統合課程との差別化と関連づけ】

つぎに、今次の制度に大学側が抵抗しているのは、学位授与独占権に係るからというだけでなく、この間の大学側の職業継続教育やさらに昇進教育に対する取り組みを冷やす可能性もあるからである。まずは、圧倒的に専門大学や職業アカデミー(バーデン・ヴュルテンベルグ州)、応用大学(バイエルン州)などをあわせると、デュアル課程の70%にも上る職業実践統合課程とのバッティングである。同課程はマイスター資格や専門士、またその前段階である専門労働者資格取得如何を問わないが、それらの者を排除していないので、多くは会議所関連の学習機構が関与するものとはいえ、職業人に今次の制度と同じ学士制度を提供することになる。

さらに、上述したように、2005年以降のANKOM（職業能力の大学入学への参入）プロジェクト、その結果としての2009年以降のマイスターに対する大学入学資格の付与、ANKOMよりさらに昇進向上教育に立ち入ったBMBFの”Aufstieg durch Bildung: offene Hochschulen”（「教育による昇進：大学開放」）プログラムには、2011年から17年の第1波に50大学が、2014年から20年の第2波には101大学（39の総合大学と62の専門系の大学=Hochschule）が参加している（BMBF2023 閲覧）。これらの取り組みとの調整、棲み分け、さらに将来的には統合ということも視野に入る。

【学習範囲と質保証】

加えて、新資格名称が大学学位等と同等のものであると主張するうえで、もう1点キーとなるのが、教育の中身の同等性の担保の問題である。職業教育と学士教育の同等性、ドイツ語では前記したとおり“Gleichwertigkeit”であり、むしろ「同等性」というより「等価性」と訳すべきことなのであるが、実践経験、職業経験の学術的価値を含めて、その等価性の観点、確認が重要になる。その点で、表5のEQFの資格評価指標のように、DQRの場合も資格の記述指標が職業教育を十分に包みうるものであることが求められる。DQRは基本的にはEQFを踏襲しているが、知識（Wissen）、技能（Fertigkeit）を「専門コンピテンス」（“Fachkompetenz”）とし、EQFがいうコンピテンス（責任と自律性）は「社会的コンピテンス」（“Sozialkompetenz”）と「自律性」（“Selbstständigkeit”）とに分けつつ「人格的コンピテンス」（“Personale Kompetenz”）とまとめている。基礎力・汎用的能力志向でなく、専門能力・実践志向であることが職業教育にとって支持的である。

さらに、これまで昇進向上教育の大半を担ってきた商工会議所や手工業会議所関連の学習企業や講座の質向上が問題になる。1点今後問題になりうることを指摘しておく、法律では「学習範囲」（Lernumfang）と呼んでいる学習の中身と時間数の問題である。法律では、400時間、1,200時間、1,600時間と大雑把に規定しているのみで、細かな学習形態別の規定は存在しない。実際、方々で開設された学習機関の授業時間、一例として、オスト（東）バイエルンの案内ホームページから「IHK 経済専門士／学士専門職（ビジネス）」のページ（2022）をみると、授業時間はわずか536時間となっている（IHK Akademie in Ostbayern 2023）。TÜVラインラント・アカデミーの場合でも、マイスター講座が修了後DQRの第6レベルに位置付けられることを謳ったうえで、従来のマイスター講座と新制度をそれほど区別せず各職種660時間で統一しているのである（TÜV Rheinland Akademie 2023）。

これには、理由がある。ロストックの会議所（IHK Rostock 2023）の学士課程案内には、丁寧な説明がある。それによると、各資格段階の総時間数は、つぎの3つ、つまり①職業実践経験（労働過程での学習）、②プレゼンやデジタルコース、ハイブリッド学習を含む系統的学習（いわゆる授業）、そして③事前・事後を含む自習から構成されるという。ということになると、②だけでなく、①、③の質担保が重要になる。

いずれにせよ、世界的にも注目される職業教育の改革策の1つとして、大学（Hochschulen）や DQR との関連を含め、新システムの実質化がどう進められるのか、引き続き注目される。同時に我が国に対する示唆としても、学び直しが転換（再）訓練やデジタル化等への適応訓練の問題としてだけでなく、企業内での昇進促進のための訓練として、かつ全国的、横断的な評価指標開発の構築とともに展開されることが多いに参考になる。同時に、日独間では雇用・労働市場構造が根本的に異なるとはいえ、労働者個人の立場に立てば、日本における学び直し論が転換（再）教育や適応教育（デジタル化等への対応）だけでなく、ドイツにおけるような企業における昇進支援の視点、その横断的な評価システムの構築の視点も必要になってきているという点で、ドイツの経験は示唆的である。

【文献】

- ANKOM (2022) *Beschlüssen & Richtlinien*. <https://www.bing.com/search?q=BMBF+ANKOM+project&qs=n&form=QBRE&sp=-1&pq=bmbf+ankom+project&sc=9-18&sk=&cvid=CB6ADB37636849A3A942B541636945F1&ghsh=0&ghacc=0&ghp1=> [14. 01. 2023]
- Meerten, E. (2012) Durchlässigkeit zwischen Berufsbildung und Hochschule intensivieren, Übergangsmaßnahmen und Studienmodelle für beruflich Qualifizierte im neuen Förderprogramm der BMBF- Initiative ANKOM. *BIBB BWP (Berufsbildung in Wissenschaft und Praxis)* 4/2012.
- BIBB (2014) Empfehlung des Hauptausschuss des Bundesinstituts für Berufsbildung vom 12. März für Eckpunkte zur Struktur und Qualitätssicherung der beruflichen Fortbildung nach Berufsbildungsgesetz (BBiG) und Handwerksordnung (HwO), *Bundesanzeiger*: 7. April 2014
- BMBF(2013)*Handbuch zum Deutschen Qualifikationsrahmen, Struktur – Zuordnungs- Verfahren- Zuständigkeiten*. https://www.dqr.de/dqr/shareddocs/downloads/media/content/dqr_handbuch_01_08_2013.html [13.01.2-23]
- BBiG (2020) *Berufsbildungsgesetz*. https://www.gesetze-im-internet.de/bbig_2005/BJNR093110005.html [10.01.2023]
- BMBF (2022a) *Berufsbildungsbericht 2022*, S.35. https://www.bmbf.de/SharedDocs/Downloads/de/2022/berufsbildungsbericht-2022.pdf?__blob=publicationFile&v=1 [10.01.2023]
- BMBF (2022 b) *Weiterbildungsverhalten in Deutschland 2020: Ergebnisse des Adult Education Survey -AES-Trendbericht*. https://www.bmbf.de/SharedDocs/Publikationen/de/bmbf/1/31690_AES-Trendbericht_2020.pdf [10.01.2023]
- BMBF (2023 閲覧) *Hochschulen öffnen sich neuen Zielgruppen* Hochschulen öffnen sich neuen Zielgruppen - BMBF <https://www.bmbf.de/bmbf/de/bildung/studium/offene-hochschule/hochschulen-oeffnen-sich-neuen-zielgruppen.html> [19.01.2023]
- CDU, CSU, SPD (2013) *Deutschland Zukunft Gestalten Koalitionsvertrag zwischen CDU, CSU und SPD*. <https://archiv.cdu.de/sites/default/files/media/dokumente/koalitionsvertrag.pdf> [19.01.2023]

- Deutscher Bundestag (2019a) *19.Wahlperiode, Drucksache 19/10815*, Gesetzentwurf zur Modernisierung und Stärkung der beruflichen Bildung. [https://www. Bmbf.de/](https://www.Bmbf.de/) [14. 01. 2023]
- Deutscher Bundestag(2019b) In der Diskussion: Entwurf eines Gesetzes zur Modernisierung und Stärkung der beruflichen Bildung (Donnerstag 17. Oktober 2019). <https://www.bildungsspiegel.de/news/weiterbildung-bildungspolitik/3705-entwurf-eines-gesetzes-zur-modernisierung-und-staerkung-der-beruflichen-bildung-in-der-diskussion>] [13. 10. 2022]
- Deutscher Bundestag(2019 c) Ausschussdrucksache 19(18)124, Zusammenstellung der Stellungnahmen der einladenen Sachverständigen zur öffentlichen Anhörung von Sachverständigen am 16.10.2019 um 9.30 Uhr zum Gesetzentwurf der Bundesregierung Entwurf eines Gesetzes zur Modernisierung und Stärkung der beruflichen Bildung – BT-Drucksache 19/10815 und weiterer Vorlagen. <https://www.bundestag.de/resource/blob/662294/6e2c209c84f86fba20ea9c5a9a71a380/Stellungnahmen-Sachverstaendige-data.pdf> [14.10.2022]
- Deutscher Bundestag (2019 d) Ausschussdrucksache 19 (18)105 Zusammenstellung der unaufgeforderten Stellungnahmen zum Gesetzentwurf der Bundesregierung Entwurf eines Gesetzes zur Modernisierung und Stärkung der beruflichen Bildung – BT-Drucksache 19/10815. <https://www.bundestag.de/resource/blob/662296/7ac41068bbc4c6e3c5e75e2e/Stellungnahmen-unauffordert-data.pdf> [13.05.2022]
- Deutscher Industrie- und Handelskammertag(2021) *IHK- und DIHK-Fortbildungsstatistik 2020* <https://www.dihk.de/de/themen-und-positionen/fachkraefte/aus-und-weiterbildung/weiterbildung/weiterbildungsstatistiken--2742> [10.01.2023]
- Frank, I.(2014) Umsetzung des Deutschen Qualifikationsrahmens (DQR) – Konsequenzen für die Gestaltung von Aus- und Fortbildungsberufen und das Prüfungen. *BIBB Beirichte zur beruflichen Bildung, 14*.
- Fußhauer, U. / Severing, E. Hrsg. (2016) Verzahnung beruflicher und akademischer Bildung: Duale Studiengänge in Theorie und Praxis. BIBB AGBFN.
- IHK Akademie in Ostbayern (2023) *Fachwirte*. <https://www.ihk-wissen.de/praxisstudiengaenge-ihk/wirtschaft/fachwirte/Wirtschaftsfachwirt+IHK+-+Vollzeit+-+mwdBachelor+Professional+of+Business+CCI- knr23210MA001/> [20.01.2023]
- IHK Rostock (2020) *2020 erlassene Fortbildungen*. <https://www.ihk.de/rostock/aus-und-weiterbildung/weiterbildung/weiterbildungsberatung-neu/lernumfang-fuer-ab-dezember-2020-erlassene-fortbildungen-5071514> [20.01.2023]
- KMK(2009) *Beschluss der Kulturministerkonferenz vom 06.03.2009 :Hochschulzugang für beruflich qualifizierte Bewerber ohne schulische Hochschulzugangsberechtigung*. https://www.kmk.org/fileadmin/pdf/ZAB/Hochschulzugang_Beschluesse_der_KMK/2009_03_06-Hochschulzugang-berufl-qualifizierte-Bewerber.pdf [14.01.2023]

- Statistisches Bundesamt (*Fachserie 1 Reihe 4.1, Weiterbildung*) <https://www.datenportal.bmbf.de/portal/de/K27.html> [10.01.2023]
- TÜV Rheinland Akademie (2023) *Weiterbildung zum Meister mit IHK Prüfung*.
<https://akademie.tuv.com/themen/technik/meister> [21.01.2023]
- Vogel, Ch.; Vieback, L.; Brämer, S. (2019) Die Rolle der Hochschule als Akteur der beruflichen (Weiter-)Bildung. *wbv Publikation 2019*, 145-157. <https://www.wbv.de/>file 6004660w/145.pdf> [15.01.2023]
- Weiß, R. (2014) Anerkannte Fortbildungsabschlüsse – Aufstiegsfortbildung unter Reformdruck. *BIBB BWP 2014, Heft 4*.
- Wissenschaftsrat (2014) *Empfehlungen zur Gestaltung des. Verhältnisses von beruflicher und akademischer Bildung. Erster Teil der. Empfehlungen zur Qualifizierung von Fachkräften vor dem Hintergrund des demographischen Wandels* https://www.wissenschaftsrat.de/download/archiv/3818-14.pdf?__blob=publicationFile&v=1 [15.01.2023]
- 佐々木英一 (2019) 職業教育・訓練の高度化とその政策的対応 ―ドイツのデュアルシステムの変化を中心に―, 経営論集 (明治大学) 66 (1), 57-84.
- 新海英行 (2004) 現代ドイツ民衆教育史研究 ―ヴァイマル期民衆大学の成立と展開―, 日本図書センター, とくに, 補論2「ドイツ成人教育・継続教育制度改革の経緯と到達点」417-448.
- 高谷亜由子 (2011) ドイツ, 文部科学省・生涯学習政策局調査企画課編 諸外国の生涯学習, とくに 80-94.
- 寺田盛紀 (2003) 新版 ドイツの職業教育・キャリア教育 ―デュアルシステムの伝統と変容―, 大学教育出版.
- 寺田盛紀 (2018) 専門職大学の制度化過程に関する政策社会学的分析, 生涯学習・キャリア教育研究 (名古屋大学大学院教育発達科学研究科内紀要) 第14号, 1-11.
- 寺田盛紀 (2020) ドイツ高等教育におけるデュアル課程とその検証結果の分析, 京都先端科学大学経済経営学文論集第1号, 157-172.
- 寺田盛紀 (2021) 高等職業教育における日本モデルの構築 ―専門大学システムの独・韓・日比較―, 生涯学習・キャリア教育研究第17号, 1-15.
- 寺田盛紀 (2023) 職業的資質評価におけるコンピテンス・コンピテンシー論の展開 ―内外の質評価基準 (記述子・指標) の分析から―, 京都先端科学大学経済経営論集第5号.近刊.

**A Study on the Equivalency between Vocational Education
and Higher Education in Germany**
— **Regarding Award of Bachelor and Master Professionals to Graduates for
Upgrading Further Education** —

Moriki TERADA

This article aims to clarify processes and discussions concerning reforms in 2020 for the awarding system of completion qualifications to vocational upgrading education in Germany. At the same time, author tries to acquire suggestions from Germany to the recent discussions on re-studying or re-skilling in Japan. Following facts has become clear through analyses of their tasks, although titles' names are different a little from traditional academic degrees. This epoch-making reform for vocational and further education based on the German experiences concerning the construction activities for the German Qualification Framework (DQR), the original viewpoints of professional oriented competencies' descriptors, and the German traditions of vocational training and further training system to skilled workers by chambers or specialized schools. But some unclear points can be observed such as the follows. Why the title name is different, although both certificates, degrees are equivalent. Next, the regulations for the learning time and range for the further upgrading training are so rough and simple, so each learning cites include individual or work experiences into the legal learning time. Moreover, involvements by university side to these grappling are not discussed, although it needs to receive many co-operations from them.